

議案第55号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和4年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者初診加算料の項中「5,000円」を「7,000円」に改め、同表再診加算料の項中「2,500円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（提案理由）

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の改正に伴い、県立病院の非紹介患者初診加算料及び再診加算料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。